

Information こども家庭課

令和6年度 児童手当制度改正に伴う申請のご案内

この度、令和6年10月1日より児童手当制度が改正されます。これに伴い、申請が必要な方に対して申請書類を9月中旬頃にお送りしています。

■申請が必要な方

- 受給資格喪失した方で、
- ・18歳以上22歳以下の子を含めて3人以上養育している方
 - ・高校生年代のみ養育している方
 - ・高校生年代の子を含めて3人以上養育している方
 - ・中学生以下の子を養育している方
 - ・高校生年代と中学生年代以下の子を養育している方 および、
 - ・児童手当受給中で、18歳以上22歳以下の子を含めて3人以上養育している方

■申請期限

令和6年10月31日（木）（必着）

期日までにご提出がなかった場合や、記入漏れ等があり期日までにお手続きできない場合は、12月支給分（10～11月分）以降の受給が遅れる場合があります。

■申請が不要な方

- 下記に当てはまる方は、10月以降に額改定通知文をお送りします。
- ・特例給付を受けている方
 - ・児童手当受給中で、算定対象の高校生年代の児童を養育している方
 - ・児童手当受給中で、大学生年代の子を養育しておらず、高校生年代以下を含めて3人以上の児童を養育している方

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 環境防災課

『住宅用火災警報器』 購入費用の一部補助のご案内

火災の早期発見、速やかな避難誘導につなげ、火災から大切な生命や財産を守ることを目的として、住宅用火災警報器を設置・交換した方に、その購入費用の一部を補助します。

■補助金額

購入費用の2分の1（10円未満切り捨て）
1世帯当たり上限10,000円



※機器の本体費用（消費税を含む）とし、部材購入費および設置工事費は含まない。

※購入時のポイント利用、送料、値引きは除く。

■申請期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

※詳細については町HPをご覧ください

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 環境防災課

『電気自動車等および同充電設備』 導入費用の一部補助のご案内

燃料電池自動車または電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、電気自動車等および同充電設備の導入に対し補助を行います。

■補助対象および補助金交付額

補助対象	補助金交付額
燃料電池車	上限5万円／台 車両本体価格の1／2
電気自動車	上限5万円／台 車両本体価格の1／2
プラグインハイブリッド車	上限5万円／台 車両本体価格の1／2
電気自動車等充電設備（普通充電・急速充電）	上限10万円／台 本体価格の1／2

■申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

※詳細については町HPをご覧ください

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114



Information 総務課

広野町町営住宅などの入居者公募

広野町町営住宅などの入居者を募集しますので、入居を希望される方は、下記のとおり申込みください。

■公募住宅の詳細

名 称	大平団地	虻木団地	広野原団地	大平未来団地	桜田住宅	マリンコーポ
種 類	集合	集合	集合	集合	集合	集合
間取り	2DK 2LDK	3LDK	2DK 3DK	2LDK	3DK	2LDK
構 造	RC造	RC造	RC造	木造	RC造	RC造
空き戸数	7	2	3	1	9	2
建築年	昭和48年	昭和56年	平成26年	平成28年	平成6年	平成8年
階 数	2階 メゾネット	2階 メゾネット	2階	1階	5階 エレベータ無	3階 エレベータ無
所在地	折木大平地区	上浅見川 虻木地区	下浅見川 桜田地区	折木大平地区	下浅見川 桜田地区	下浅見川 桜田地区
所得要件*	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以下	月額所得 20万円以上
その他の要件	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可
家 賃 (入居時)	8,700円～ 14,600円	11,000円 ～18,200円	15,600円～ 31,600円	13,300円～ 29,000円	33,000円～ 40,000円	52,000円

※所得要件については、『（世帯全員の合計所得－控除額の合計）÷12か月』といった算出式を用いますので詳細については、ホームページもしくは問合せ先までご連絡ください。

■入居申込方法

■申込資格

- ・原則として、同居親族（婚姻予定者を含む）があること。
- ただし、次に該当する方は単身での申し込みが可能です（桜田住宅、マリンコーポを除く）。
- ▶60歳以上の方
- ▶障がい者で、単身での生活が可能な方（身体1～4級、精神1～2級等）
- ▶生活保護者
- ▶その他、条例で定める方
- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・前年の世帯の合計所得が上記の表の所得要件内であること。
- ・過去の町営住宅などに入居していた際に滞納家賃など債務がないこと。
- ・過去に町営住宅などに入居していた際に住宅明け渡しの請求を受けたことがないこと。
- ・暴力団員でないこと。

■申込に必要な書類など

- ・入居申込書

- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者、続柄が記載されているもの）
- ・困窮事項申告書（広野原団地、大平未来団地、大平団地、虻木団地の入居希望者のみ）
- ・令和5年度（令和4年分）の所得証明書または課税証明書
- ・令和5年度納税証明書（住民税）

■申込受付期間

令和6年10月15日（火）～令和6年10月25日（金）
窓口の受付は、午前8時30分～午後5時15分

■選考方法

書類審査後、希望する部屋に重複があった場合は公開抽選により入居者を決定します。

■入居抽選会および入居者説明会

令和6年11月中旬を予定しています。
申込された方には、書類審査後、電話または文書にてお知らせします。

■入居可能時期

令和6年11月下旬を予定しています。

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111